

平成 25 年 第3回 筑紫野市議会臨時会（5月）

提出議案について

平成 25 年 第3回 筑紫野市議会臨時会（会期：5月 27 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 報告第 2 号 | 専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 本件は、地方税法の一部を改正する法律が本年 3 月 29 日に成立したことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 29 日付で専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。改正の主な内容は、住宅ローン控除の延長・拡充、延滞金利率の見直し、日本郵便株式会社にかかる特例の縮減・延長、備蓄倉庫の特例新設に関連するものです。 | |
| 報告第 3 号 | 専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 本件は、報告第 2 号と同様の理由で、報告し承認を求めるものです。改正の主な内容は、日本郵便株式会社にかかる特例の縮減・延長、備蓄倉庫の特例新設に関連するものです。 | |
| 報告第 4 号 | 専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 本件は、報告第 2 号と同様の理由で、報告し承認を求めるものです。改正の主な内容は、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置としてとられていた保険税の軽減について、国保から後期高齢者医療へ移行した者を含めて軽減対象基準額算定を行う措置を恒久措置としたこと、および二人世帯の場合で、一人が後期高齢者医療へ移行したことによる世帯割額を五年間半額とする措置についても軽減割合を四分の一としてさらに三年間延長するものです。 | |
| 報告第 5 号 | 専決処分の承認について（平成 24 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 7 号）について） |
| 本件は、平成 24 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 31 日付で専決処分を行ったことから、同条第 3 項の規定に基 | |

づき、報告し、承認を求めるものです。補正予算の内容は、繰越明許費の追加の場合として地域防災計画見直し事業600万円及び防災情報通信設備整備事業1,282万円の計上を、また変更の場合として貝尻橋改良事業ほか4件の補正を行なうものです。

報告第6号 平成24年度筑紫野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本件は、平成24年度筑紫野市下水道事業会計予算に定めていた建設改良費のうち、汐井川雨水管渠築造工事、筑紫駅西口下水道築造工事については、区画整理事業の仮換地に伴う地元合意形成の協議に不測の日数を要し、工事着手が遅れたこと、諸田下水道築造工事、次田大門線下水道築造工事については、国の緊急経済対策補正予算に伴う追加工事であることから、資本的支出の建設改良費の公共下水道整備費の工事請負費を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき平成25年度に繰り越したことから、同条第3項の規定に基づき議会に報告するものです。